

小浜市農委公示第8号

農地法第3条第2項第5号の規定により区域ごとの最低経営面積として、別段の面積（下限面積）を定めたので、同号の規定により次のとおり公示する。

平成30年7月30日

小浜市農業委員会会長 西田 尚夫



(1) 特定の区域に限定した設定

区域	面積 (アール)		従来 の面積 (アール)	備考
小浜・雲浜・西津	10	←	20	
内外海	10	←	30	
国富	50	←	50	変更なし
宮川	50	←	50	変更なし
松永	50	←	50	変更なし
遠敷	30	←	30	変更なし
今富	40	←	40	変更なし
口名田	10	←	30	
中名田	10	←	30	
加斗	10	←	40	

※農地法施行規則第17条第2項の規定により、遊休農地等が増加している地域について、新規就農等を促進するため、下限面積の引き下げを行った。

(2) 空き家に付属した農地に限定した設定

区域	面積 (アール)		従来 の面積 (アール)	備考
小浜市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により設定した農地（地番指定）	1	←	1	変更なし

※(1) 特定の区域に限定した設定に優先して適用するものとする。